

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年7月21日)

【 件 名 】

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について
(健康政策課) . . . 別冊
- 2 米子保健所での安定ヨウ素剤の事前配布等について
(医療・保険課) . . . 1

福祉保健部

米子保健所での安定ヨウ素剤の事前配布等について

令和2年7月21日
医療・保険課
原子力安全対策課

県と米子市及び境港市は、原子力災害発生時に安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に行うため、平成30年度より、安定ヨウ素剤の事前配布を行っています。

令和2年8月からは、従来のように事前配布説明会で配布する方法に加えて、新たに、米子保健所（西部総合事務所福祉保健局）においても事前配布を開始します。

記

1 安定ヨウ素剤とは

原子力災害発生時に国、県又は市からの指示に基づき服用する医療用の医薬品で、甲状腺がん等を発生させる可能性がある放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える効果がある。

服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とされている。

本県では、米子市及び境港市の一時集結所、学校等に安定ヨウ素剤を備蓄しており、国のガイドラインに基づき、緊急時に配布することとしている。

2 事前配布の対象者

UPZ圏内（島根原子力発電所から5～30km圏内）に居住する住民のうち、原子力災害時に、以下のよう理由により一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難な方で、希望される方（ヨウ素過敏症等により服用できない方に該当する場合は配布しない。）

- (1) 障がいや病気により緊急時に受け取りに行くことが難しい
- (2) 高齢者や障がい者、小さい子ども等が世帯におり、緊急時に受け取りに行くことが難しい
- (3) 緊急時に受け取る場所（一時集結所）までの距離が遠い
- (4) その他（1）～（3）に準ずる理由がある

3 米子保健所での事前配布

- (1) 実施時期 令和2年8月から年間を通じて実施
毎月第2・第4火曜日（祝日を除く）午後3時～午後5時（予約制）
- (2) 受取方法
 - 1) 申込書を米子保健所へ提出。（受取希望日の10日前まで）
※申込書は、米子保健所、米子市、境港市の窓口のほか、県のホームページから入手可能。
 - 2) 米子保健所から申込者に予約受付票、問診票等を送付。
 - 3) 申込者は、予約日時に米子保健所にて保健師等からの説明等を受けた後、安定ヨウ素剤を受け取る。
- (3) 周知方法
案内チラシの窓口設置（米子保健所・米子市・境港市）、自治会回覧・学校等での周知（米子市）、県ホームページでの周知 等

4 事前配布説明会での配布

- (1) 開催日等

【米子市居住者】

開催日	時間	会場
9月27日（日）	14:00～16:00	米子市福祉保健 総合センター ふれあいの里
10月2日（金）	19:00～21:00	
10月3日（土）	19:00～21:00	
10月5日（月）	14:00～16:00	

【境港市居住者】

開催日	時間	会場
10月4日（日）	14:00～16:00	境港市保健相談 センター
10月5日（月）	19:00～21:00	

(2) 受取方法

- 1) 申請書を米子市（健康対策課又は防災安全課）又は境港市（健康推進課又は自治防災課）へ提出。
 ※申請書は、米子市、境港市、米子保健所の窓口やホームページから入手可能。
 <申請受付期間> 令和2年8月3日（月）～8月31日（月）
- 2) 申請者は、自宅等に送付される案内により上記の事前配布説明会に参加し、必要な説明や問診を受けた後、安定ヨウ素剤を受け取る。

5 服用のタイミングと服用量

- ・原子力災害発生時の防護措置の1つとして、必ず、国、県又は市の指示があつてから服用する。
- ・事前配布する安定ヨウ素剤の種類と服用量は以下のとおり。服用は原則1回。

区 分	ヨウ化カリウム量	種別・服用量
生後1ヶ月以上～3歳未満	32.5 mg	ゼリー剤・1包
3歳以上～小学6年生	50 mg	丸剤・1丸
中学生以上	100 mg	丸剤・2丸



【参考】

<昨年度までの事前配布実績>

(単位：人)

区 分	申 請			配 布			辞退等			事前配布説明会の開催状況
	H30	R1	計	H30	R1	計	H30	R1	計	
米子市	83	61	144	69	57	126	14	4	18	H30：3回、R1：3回
境港市	192	72	264	159	46	205	33	26	59	H30：3回、R1：3回
合 計	275	133	408	228	103	331	47	30	77	

※2年間で計331人に配布。対象人口（72,052人）に占める配布率は約0.46%であった。

<国のガイドライン：「原子力災害対策指針」（令和元年7月3日 原子力規制委員会）>

PAZ（原発5km圏内）では事前配布の体制を整備する必要があるとされているが、UPZ（原発5～30km圏内）では、避難等の際に学校や公民館等で配布する等の配布手続きを定め、適切な場所に備蓄すると規定。

例外的に、避難等の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては、地方公共団体が必要と判断する場合には、事前配布できることとしている。